

町内の法人・個人事業主の皆さまへ
特産品等の開発や販路開拓を応援します！

津南町 特産品開発・ 販路拡大事業補助金

申請期間 令和9年
1月29日（金）まで（応相談）

※年度内に補助事業の完了と実績報告が必要です。

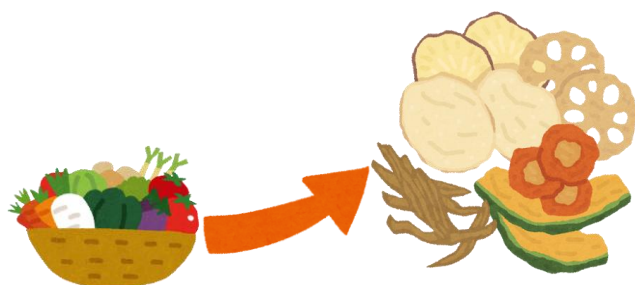
町の振興に資する特産品等の開発や、自社製品等の販路拡大に要する経費を補助。
町の魅力を発信し、事業の拡大を目指す事業者様を応援します！

①特産品開発事業

補助
上限 **20**万円 補助率
1/2

特産品開発や大幅な改良に！

両事業を併用いただけます！



②販路拡大事業

補助
上限 **10**万円 補助率
1/2
(最大2回)

商談会や展示会への出展に！



津南町観光地域づくり課

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

TEL: 025-765-5454

FAX: 025-765-4625

申込方法

町ホームページから申請書類をダウンロードし、必要
事項を記載の上、観光地域づくり課へご提出ください。



補助対象者

町内に事業所を設置（設置予定も含む。）し、事業を営む法人又は個人事業主で、以下の要件をすべて満たす者

- (1) 自らが事業の実施主体であること
- (2) 補助金の額の確定後3年を超えて継続した事業活動を行うこと
- (3) 町税等の滞納がないこと
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

補助要件

①特産品開発事業

新たに特産品等を開発し、又は既存の特産品等を大幅に改良する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

- ア 補助対象事業の完了時に商品又はメニューが完成していること。
- イ 津南町の地域資源を活用し、津南町をPRできる商品等の開発を行うこと。
- ウ 町のブランディングキャッチコピー「ゆき みず だいち つなんまち」ロゴをパッケージ等に活用すること。
- エ 飲食業におけるメニュー開発の場合、津南産の材料を活用し、メニュー表などでPRすること。

【補助対象経費】※税抜き金額で算定

- (1) 特産品の開発に係る費用
- (2) 品質検査及び成分分析等に係る費用
- (3) 商品パッケージ等の制作に係る費用
- (4) 許認可の申請及び商標の出願等に係る費用
- (5) 広告宣伝費 など

②販路拡大事業

自社製品等の新たな販路を開拓する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

- ア 町外で開催される商談会、展示会、物産展等へ出展し、新たな取引先の開拓又は市場への参入を図るものであること。
- イ 出展ブースの装飾、配布するパンフレット又はPR動画等において、「ゆき みず だいち つなんまち」のロゴを活用し、津南町のPRに努めること。

【補助対象経費】※税抜き金額で算定

- (1) 小間料及びブース賃借料
- (2) 出展負担金
- (3) 展示装飾費
- (4) 輸送費
- (5) 印刷製本費
- (6) 備品借上料 など

○共通事項

町が主催又は参加する物産展や観光PRの場、周知活動（町ホームページやSNS等）、ふるさと納税の返礼品について、商品や情報の提供及び協力に努めていただくようお願いします。